

「川崎市気候変動適応策基本方針（案）」に関する意見募集の実施結果について

1 概要

本市は、これまで地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」の取組を推進してきました。今後、温暖化の程度が増大すると、気候変動により、自然及び人間社会に深刻な影響が生じる可能性が高まるため、国内外において「緩和策」だけでなく「適応策」の取組が求められています。

日本では、2015（平成 27）年 11 月に、政府全体として気候変動の影響への「適応策」を計画的かつ総合的に進めるため、「気候変動の影響への適応計画」（以下「国の適応計画」という。）が策定・公表されました。国の適応計画においては、地方公共団体は住民生活に関連の深い様々な施策を実施していることから、地域での気候変動適応策の推進の重要性が位置付けられています。

そのため、国の適応計画を踏まえながら、本市の特性を踏まえた気候変動適応策を効果的かつ総合的に推進するため、本市における気候変動による「適応策」の基本的な考え方を、「川崎市気候変動適応策基本方針（案）」として取りまとめ、市民の皆様から意見を募集しました。

その結果として、意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・意見の募集期間 平成 28 年 3 月 14 日（月）～4 月 15 日（金）
- ・意見の提出方法 電子メール（専用フォーム）、ファクス、郵送、持参
- ・募集の周知方法 市政だより、市ホームページ、環境情報、かわさき情報プラザ
各区役所・支所・出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館

3 結果の概要

意見提出数		12通（47）件
内	電子メール	10通（36）件
	ファクス	2通（11）件
訳	郵送	0通（0）件
	持参	0通（0）件

4 パブリックコメントの意見の内容と対応

パブリックコメントでいただいた意見につきましては、御意見を踏まえ、当初案に反映したものが 7 件、御意見の趣旨が案に沿ったものが 18 件、今後の取組を進めていく上で参考とするものが 3 件、案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するものが 19 件ありました。

いただいた御意見の趣旨を踏まえ、一部修正を行い「川崎市気候変動適応策基本方針」を策定します。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【対応区分と意見の件数】

対応区分	A	B	C	D	E	計
意見の件数	7件	18件	3件	19件	0件	47件

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 方針全体に関すること

No.	意見	市の考え方	区分
1	<p>昨年 11 月に「国の適応計画」が策定され、川崎市は地域での気候変動適応策推進の重要性を「川崎市気候変動適応策基本方針(案)」としてまとめ、パブリックコメントを募集し、全国でいち早く取組を公表した現実は評価でき嬉しく思う。公害を乗り越えた環境技術先進都市川崎に、相応しい実践であると思う。</p> <p>(同意見他 1 件)</p>	<p>地球温暖化対策の推進にあたっては、温室効果ガス排出削減に向けた「緩和策」を着実に推進するとともに、「適応策」についても、国内外の動向を注視しながら取り組んでまいります。</p>	B
2	<p>全体を見て当たり障りのない抽象的な表現が多く、具体的にいつ何をどうするということが分かりにくい。</p>	<p>本方針は、現時点での本市の適応策推進に向けた基本的考え方を明らかにしたものです。本方針に基づく具体的な取組については、今年度から検討を進める「川崎市地球温暖化対策推進計画」の改定の中で位置づけてまいります。</p>	D
3	<p>地球温暖化の軽減には、緑地や農地がヒートアイランド減少の緩和として期待されている。地球温暖化担当とも連携して、効率よく地球温暖化対策を推進するためにも、緑政部は環境局内に戻すべきだと思う。</p> <p>(同意見他 1 件)</p>	<p>「地球温暖化対策推進計画」において、地球温暖化対策の一つとしてヒートアイランド対策を掲げ「緑と水の確保」等に取り組んでおり、緑政部だけでなく市内の様々な部署で取組を進めています。引き続き、市長が本部長を務める「川崎市温暖化対策庁内推進本部」を中心に、各</p>	D

		局・区と連携を図りながら適切に対応してまいります。	
4	タイトルに「気候変動」という言葉が使われているが、「川崎市地球温暖化対策推進計画」が改定される際に、適応策も同計画内に位置づけていくとの記載がある。この用語を、どう使い分けるのか、その説明がないと、市民も事業者も行政の中でも混乱が生じ、理解が阻害されるのではないかと懸念される。少なくとも、担当者の中で、明確な区分などの説明が必要である。	現在、法律等で緩和策については「地球温暖化」、適応策については国の計画で「気候変動」と表記しており、本市においても基本的にこれに倣い記載しております。表記については、今後の国内外の動向等を踏まえ、検討してまいります。	C
5	極端な気候の猛暑やゲリラ豪雨、突風・竜巻の発生、秋の紅葉や春の開花の変動、豪雪などは、地球温暖化というよりも気候変動と表現した方が適切。地球温暖化ではなく、気候変動に変えることが望ましい。		C
6	適応策は、平成30年の地球温暖化対策推進計画の改定を待たなければ実行には移れないとのことですが、地球温暖化は進んでいる。緩和策に続き適応策を市民に浸透させるには、分かっていることから始めるべきである。	本方針に基づく具体的な取組については、「川崎市地球温暖化対策推進計画」の改定の中で位置づけてまいります。計画改定までの間については、方針の考え方を踏まえながら、総合計画等に基づく必要な取組を推進してまいります。	B
7	概要版には、暑熱対策の重要な要素である「緑」が入っていない。今後、気温上昇が起きてくる中、ヒートアイランドの緩和も含めて、緑地が都市と市民に与える効果は大きく、保全・創出・拡大はとても重要なため、本文資料に記載するだけでなく、概要版にも明記し市民への理解を促し、もっと積極的な具体策を行ってほしい。そのためにも、「地球温暖化対策推進計画」だけでなく、「緑の基本計画」や「生物多様性かわさき戦略」を活用し（どちらにも温暖化に関する記載がある）、総合的な緑地保全に取り組んでほしい。 緑地保全とは緑地・公園の整備をすることだけでなく、特に北部で起こる開発か	本方針では、「暑熱対策」に係る取組方針の一つとして、「緩和」と「適応」の両方に資するヒートアイランド対策の取組推進を掲げています。これは、現行の「川崎市地球温暖化対策推進計画」におけるヒートアイランド対策として、関連計画を所管する担当部署とも連携を図りながら「緑と水の確保」等に取り組んでおり、適応策の観点からも推進していくものです。 概要版につきましても、より分かりやすくするため「緑と水の確保」などを明記してまいります。 また、緑の保全や緑化推進などの	A

	ら緑地の減少を防ぐこと、南部では創出していくこと、それらをつなぐ「みどり軸」を途切れさせないように位置づけを含めて拡大していくことを、市民と協働で行ってほしい。	活動については、引き続き市民・事業者等との協働により取り組んでまいります。	
8	市内から発生する温室効果ガスの排出量のうち、適応策により減少できる温室効果ガスの量がどの程度なのか、市民に分かりやすく図示すること。	「適応策」とは、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に適応できる自然や社会の構築に向けた取組であり、直接温室効果ガスの削減を目指すものではありません。 しかしながら、地球温暖化対策の推進にあたっては、温室効果ガスの排出抑制につながる「緩和策」が重要となることから、「川崎市地球温暖化対策推進計画」に基づく取組を着実に推進してまいります。	D
9	概要版は、単純要約バージョンと、一般市民にも分かりやすい理解促進バージョンの2種類があるとよい。	概要版の作成にあたりましては、今後、市民等の皆様により分かりやすい記載に努めてまいります。	C
10	市民向けに、分かりやすいリーフレットを作成してほしい。	市民等の皆様への広報や周知は重要なものと認識しております。また、適応策の理解向上に向けイベントや講習会等での周知を図るため、リーフレットの作成や、市ホームページ、既存の広報物等も活用しながら情報発信を行ってまいります。	B

(2)「第1章 趣旨」に関すること

No.	意 見	市の考え方	区分
1	適応策は気候変動の影響を緩和するにすぎず、問題を解決するものではない。気候変動の問題を解決するには緩和策が必要であることを明記すべきと思う。 (同意見他3件)	地球温暖化対策にあたっては、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」の取組と、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に適応できる自然や社会の構築に向けた取組である「適応策」が、車の両輪となり推進を図る必要があります。本市では、これまで「緩和策」	A

		<p>の取組を推進しておりますが、引き続き「緩和策」の取組を着実に推進することが重要と考えており、さらに「適応策」の取組についても推進していくものです。こうした本市の考えをより明確にするため、御意見を踏まえ、本編第1章1(1)背景、(2)策定の趣旨、及び概要版の「背景と策定の趣旨」の記載を修正いたしました。</p> <p>また、市民や事業者等に対し、緩和策及び適応策に関する理解向上に向けた取組を推進してまいります。</p>	
2	<p>概要版の最初に、「背景と策定の趣旨」として適応策がなぜ必要かが提示してあっても一般的には目に入らないようなので、最初の書き方をどう工夫すればよいのか等を考えることも大事だと感じた。</p>	<p>御意見を踏まえ、概要版の「I 背景と策定の趣旨」の冒頭に、囲み付きの記載を行いました。</p>	A
3	<p>市民に大事なのはやはり「緩和策」。省エネであり、CO2削減対策をしなければ、「厳しい温暖化対策を取った場合」にはならないので、市民も大いに協力してほしいということ、基本方針の中でもっとはっきり訴えてほしい。今の基本方針案には、「川崎市が頑張るって、市民が健康で快適に暮らし続けられるまちづくりをする」というように読める。</p>	<p>本市では、現行の緩和策を中心とした地球温暖化対策の推進にあたっては、市民・事業者・行政が連携・協働しながら取り組んでおり、本方針に基づく適応策の推進にあたっては、こうした連携・協働の取組を活用しながら進めてまいります。</p>	B

(3)「第2章 市の概況と気候」に関すること

No.	意見	市の考え方	区分
1	<p>我が国の気候変動は、現状では1.14℃上昇し、21世紀末には厳しい対策を取った場合1.1℃の上昇、取らなかった場合4.4℃の上昇が予測されている。地域での適応の推進のため、地方公共団体における評価や計画策定、啓発など適応の取組を図るので、川崎市の気候変動の30年の観測で</p>	<p>適応策の推進にあたっては、地域特性を踏まえた取組が重要と考えております。気温及び降水量については、本市が南北に細長いという地理的特性があることから、南・中・北部における現状を示したものです。今後の適応策の推進にあたって</p>	D

	<p>は、現状、川崎 0.9℃、中原 1.6℃、麻生 1.5℃上昇している。また、世界の平均気温上昇は130年間に0.85℃上昇した現状がある。</p> <p>川崎市の適応方針ではどの気温上昇を指標とするのか。川崎、中原、麻生の地域によっても差があり、厳密に言えば今後温度上昇率が違えば地域ごとの適応策も当然違ってくる。降水量においても同様である。</p>	<p>は、地域特性等を踏まえながら適切に対応してまいります。</p>	
2	<p>気温と降水量は、気候変動により局部的に異なるのが近年の特色である。データには、これまでのポイントだけではなく、増やしていくことが必要。また、降水量もポイントを増やしてほしい。風速についても必要である。</p>	<p>気温及び降水量については、本市が南北に細長いという地理的特性があることから南・中・北部における現状を示したものです。</p> <p>適応策の推進にあたっては、気温や降水量などの気象観測データや、その変化によって生じる気候変動影響に係るデータを継続的に観測していくことが重要となります。今後、本市の「大気環境常時監視システム」で観測している市内9箇所の気温及び風速データや国のデータ等を活用しながら必要な対応を検討してまいります。</p>	D
3	<p>国の適応計画では、「地方公共団体は、・・・地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い・・・」とあるため、気候変動を一番にもたらす二酸化炭素の観測（測定）を市として実施すべきである。</p>	<p>二酸化炭素濃度の測定については、気象庁等の測定データを活用することで対応が可能なものと考えておりますが、今後につきましても、引き続き、国等の動向を注視してまいります。</p>	D

(4)「第3章 気候の将来予測」に関すること

No.	意見	市の考え方	区分
	(意見無し)		

(5)「第4章 気候変動等に関する市民・事業者の意識」に関すること

No.	意見	市の考え方	区分
1	<p>「市民・事業者の意識調査」の事業者の回答が49社と少なかったのが残念。大規模事業者だけではなく、数多い中小事業者に情報を提供し、意識をしてもらいたい。 (同意見他1件)</p>	<p>事業者の意識調査にあたっては、本市の特性の1つである産業の集積を踏まえ、また、優れた環境技術により公害対策をはじめ環境問題に取り組んできた経過から、条例に基づき実施している事業活動計画書・報告書制度の対象となる温室効果ガス排出量が相当量以上の事業者をはじめ、「低CO2川崎ブランド」に認定等された事業者を対象に行ったものです。対象事業者には、大規模事業者の他、中小規模事業者も含まれており、市内には優れた環境技術を有する中小規模事業者が多数あることも認識しております。今後の適応策の推進にあたっては、今回の調査結果でも市に期待することとして「気候変動に関する将来予測の情報提供」が最も多かったことから、本市ホームページ等を活用した情報提供や、事業者の有する環境技術等を気候変動適応策に活かす取組を検討してまいります。</p>	B
2	<p>気温上昇や異常気象等、気候変動の影響は、特に一次産業への影響が大きい。川崎市内の農業者・漁業者に、気候の変化をどのように感じているか、既に出ている影響や対策などについてなど、まず一番に調査が必要であると思う。同じく、緑地保全・川や海岸保全活動団体などにも調査し、広く情報を共有してほしい。</p>	<p>農業など国の適応計画で示されている分野については、本市の状況に応じ適切に対応できるよう、本市の総合計画や関連する行政計画等、また、国内外の気候変動や取組状況等を見据えながら、検討・実施してまいります。</p> <p>「適応策」の推進にあたっては、市民・事業者・行政の各主体が、気候変動及びその影響についてより正確に理解することが重要となることから、必要な情報を発信するとともに、適応策に関する学習機会の</p>	D

		確保を図ってまいります。	
3	<p>事業者アンケート調査対象に農家を入れてほしかった。気候変動の影響を受けやすいのは農業である。川崎市内では数の上では農家は少ないかもしれないが、食料生産の担い手として貴重な方々であり、支援策も必要である。</p> <p>農業技術センターや、市内にある明治大学農学部や黒川農場と連携して、気候変動と農業に関する調査をすることが有効である。</p>	<p>農業など国の適応計画に示されている分野については、本市の状況に応じ適切に対応できるよう、本市の総合計画や関連する行政計画等、また、国内外の気候変動や取組状況等を見据えながら、検討・実施してまいります。</p>	B

(6)「第5章 本市における気候変動適応策の考え方」に関すること

No.	意見	市の考え方	区分
1	<p>国の適応計画の7分野のうち川崎市が取り組む重要項目を河川、暑熱、感染症、その他の暑熱に決めている。また本市の独自に取り組む項目も産業、環境学習・普及啓発と決めている。そして主な取組状況では「主な取組」を具体的に示し、例えば基本方針22ページ、「エ暑熱対策」においては○印の7項目が示されている。この取組の項目は関係ありそうな項目を羅列しており、他と比べ、あるいはあるべき姿と比べ進展しているか把握しているのか。また、その他に項目はないのか。既にその項目が検討されているとすれば、川崎市の進捗度に合わせて対策の優先順序を決めているのか。</p>	<p>本方針の重要項目には、現在の主な取組状況を記載しております。これらの取組については、今後の気候変動を踏まえ、引き続き取組を推進していく必要があるものと考えております。</p> <p>また、本方針に基づく具体的な取組については、今年度から検討を進める「川崎市地球温暖化対策推進計画」の改定の中で位置づけてまいります。</p>	D
2	<p>ヒートアイランド対策など緩和策と適応策のどちらにも該当するものもあるように思うが、どのように定義づけるのか。区別をするのか。</p>	<p>地球温暖化対策にあたっては、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」の取組と、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に適応できる自然や社会の構築に向けた取組である「適応策」が、車の両輪となり推進を図る必要があります。</p> <p>また、ヒートアイランド対策など</p>	D

		は、緑化を推進することで CO2 が吸収される「緩和策」となり、気温の上昇を抑制する「適応策」にもなり、「緩和策」と「適応策」の両方に資する取組です。このように、緩和策と適応策の2つの側面から地球温暖化対策を推進していく取組もあると考えています。	
3	方針の19ページにある本市が取り組む重要項目について、国の適応計画にある「農業」を入れた方がよいと思う。4月8日の神奈川新聞に「農業技術センター」の説明で「ゲリラ豪雨の被害防止といった市内農家向け技術面や経済面での支援・指導を行っている」という記載があった。川崎の果物として多摩川梨があるが、影響は避けられないと想像する。	本方針では、農業など国の適応計画に示されている分野については、本市の状況に応じ適切に対応できるよう、本市の総合計画や関連する行政計画等、また、国内外の気候変動や取組状況等を見据えながら、検討・実施してまいります。	B
4	治水・水害対策については、高規格堤防（スーパー堤防）の整備を加速してほしい。	高規格堤防（スーパー堤防）の整備については、国土交通省において推進しております。 本市におきましては、今後とも国と連携等を図ってまいります。	D
5	気象変動によりこれまで以上に激しい降雨が予想されるなら、洪水対策、内水排除と並んで斜面对策、崩落防止対策や土地利用制限も適応策の重要項目に入れるべきと考える。	斜面对策等については、神奈川県が、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき一定の土地利用制限が生じる急傾斜地崩壊危険区域の指定や、崩壊対策工事を実施しています。 また、本市においても、県に指定された土砂災害警戒区域等を掲載した土砂災害ハザードマップを用いた啓発等を行っております。 今後も引き続き、県と連携を図りながら、適切に対応してまいりますので、本編P20（2）本市が取り組む重要な分野・項目の取組方針、ア治水・水害対策の主な取組状況に、土砂災害ハザードマップの周知	A

		を追記するとともに、P 2 1【取組方針】「●国や流域自治体等と連携した取組の推進」に神奈川県と連携した取組の推進を記載しました。	
6	市民が取り組むことができることに、高断熱高気密住宅に変えることがある。これは適応策、緩和策の両方に有効であると考えられる。現在の助成制度は適切である。	地球温暖化対策を効果的に進めていくためには、住宅の省エネ化など、建物全体での対策が重要と考えております。	D
7	<p>市民が取組める対策は、熱中症や感染症にならないように気をつけようということ以外には、ほぼ暑熱対策に限られると思う。そこで推奨される対策は、基本方針案に書かれているとおり、「緩和」と「適応」両方に資するものである。</p> <p>家庭・業務向け対策として、新規住宅建設・オフィスビル等建設などでは、ハウスメーカーや施主個人に以下（*）の設備等導入の検討を義務づける、または強く推奨する制度をつくってほしい。</p> <p>（*）高気密高断熱・家庭用燃料電池・太陽光発電システム・太陽熱利用システム・屋上緑化・遮熱塗料（他にも使いやすい機器があれば推奨してほしい）</p> <p>また、既築の建物への上記（*）設備導入も強く推奨してほしい。</p>	本市では、市内の住宅において、エネルギー管理装置と併せて導入する太陽光発電システム、家庭用燃料電池等に対して補助を行うとともに、室内の快適な熱環境を保ち、創エネ・省エネ・蓄エネを組み合わせるなどエネルギー使用量ゼロの住宅であるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）についての情報提供等を行っています。	D
8	適応策として、住宅対策（高断熱高気密住宅など）はとても重要であるが、これに関する記載が見られない。一度、建設すると長期間使用する住宅は、一日も早く取組を推進することが必要。長期的な対策となり得る有効策なので、もっと力を入れて取り組んでほしい。		D
9	熱中症、感染症対策としては、環境教育というより保健・衛生の観点で啓発活動を進めたほうが特に高齢者には理解しやすいと思う。	熱中症については、子どもや高齢者が罹患しやすい疾患であることを踏まえ、予防対策等に関する情報の提供や、注意喚起、普及啓発に取り組んでおり、引き続き取組を充実	B

		<p>し推進してまいります。</p> <p>また、感染症については、蚊の発生を防ぐ対策の実施に向け、リーフレットの配布や市ホームページ等での情報提供等に取り組んでおり、引き続き普及啓発を推進してまいります。</p>	
10	<p>感染症の拡大の防止の観点からも生物の多様性の確保は大切と考える。環境の変化に応じて生物が移動できるよう緑の回廊の維持も大切と考える。</p>	<p>本市では、生物多様性の保全に向け「生物多様性かわさき戦略」を策定し、生き物が生息・生育環境となる緑や水等の自然環境を守り、つなげ、創り出していくことを基本方針の1つに掲げ、生き物の生息・生育拠点の保全、拠点をつなぐ回廊の保全や整備などに取り組んでいます。</p>	D
11	<p>ヒートアイランドや短時間強雨への対策として、市内の車道・歩道の透水性・保水性舗装化の促進をお願いする。</p>	<p>歩道につきましては、道路新設時や補修、改築等に併せて、可能な限り透水性舗装で整備を進めており、今後も積極的に導入を図ってまいります。</p> <p>なお、車道につきましては、排水性舗装を基本として整備を行っております。</p>	B
12	<p>暑熱対策の中に「緑」が入っていない。枝を切る時期などの対策方法ある。特に、公園や学校等の少しの空き地にも木を植える（高木が無理なら低木を）。</p> <p>街路樹の剪定等を見ていると、常緑樹であるにもかかわらず季節に関係なく、また、枝葉が茂るのを止めるような枝切りが多く見受けられる。関係部署や業者に、気候変動に対する緑の役割を理解してもらうことは、最重要と思う。特に、夏前の葉が茂る前に枝切りは極力やめてほしい。これからの厳しい熱暑を乗り切るためには、緑は重要な役割を担っていることをもっと大きく取り上げてほしい。</p>	<p>本方針では、「暑熱対策」に係る取組方針の一つとして、「緩和」と「適応」の両方に資するヒートアイランド対策の取組推進」を掲げています。これは、現行の「川崎市地球温暖化対策推進計画」におけるヒートアイランド対策として、関連計画を所管する担当部署とも連携を図りながら「緑と水の確保」等に取り組んでおり、適応策の観点からも推進していくものです。</p> <p>また、街路樹については、交通障害とならないように剪定するとともに、樹木の生育などにも配慮しながら適切に対応してまいります。</p>	D

13	ヒートアイランド対策としては、排熱の抑制とともにまとまった樹木による緑化を行っていくことが効果的と考える。	ヒートアイランド対策については、「川崎市地球温暖化対策推進計画」において「緑・水の確保」や「排熱の抑制」等の取組を推進しておりますことから、引き続き取り組んでまいります。	B
14	適応策には山林や樹林地の確保と拡充が肝要である。二酸化炭素を吸収してくれる、樹木を大幅に増やす計画を立てる必要がある。	緑地の保全につきましては、法令等に基づき様々な緑地保全施策を進めておりますが、地権者の理解と協力を得ることが不可欠です。今後も粘り強く交渉し、理解と協力をしていただけるよう努めてまいります。 また、緑地の拡大についても、民有地の屋上緑化や事業所における緑化の推進等に引き続き取り組んでまいります。	B
15	川崎区や幸区などの市街地には、まったく水辺がない。かつての二ヶ領用水など、水辺の再生に取り組むべきである。	水辺の再生につきましては、本方針における「緑と水の確保」の観点からも重要な取組であると考えており、二ヶ領用水につきましては、二ヶ領用水総合基本計画に基づき、市民との協働による取組を進めています。	B
16	温暖化の進行は、オキシダントなど大気汚染濃度の上昇をもたらすため、固定・移動発生源からの大気汚染物質を一層削減する計画も必要である。	光化学オキシダント対策には、主な原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の削減対策が重要であることから、法令に基づく固定発生源対策や事業者における自主的取組を支援しています。さらに、光化学オキシダント対策は広域的な大気汚染物質であることから、近隣自治体と連携を図り、取組を進めています。	D
17	温暖化対策においても交通政策は必要である。例えば、大気汚染対策として、交通量の情報を出して迂回を促しているが、同様に、市内の交通量・渋滞への対策も検	交通分野については、地球温暖化対策の「緩和策」の取組として「川崎市地球温暖化対策推進計画」において広域公共交通機関の整備や交	D

	討すべきではないか。	通幹線網の整備等の取組を位置づけておりますので、引き続き取組を進めてまいります。	
18	「V-2-(1)-イ-(イ)本市が独自に取り組む項目」の産業の振興等の視点からの適応の取組は、川崎市ならではできる大事なことと思うので、理解の向上とともに進めていただきたい。	「適応策」の推進にあたっては、本市の地域特性を活かした取組が重要と考えております。「産業の振興等の視点からの適応の取組」にあたっては、「適応策に関する理解の向上」とともに進めてまいります。	B
19	川崎市が独自に取り組む環境学習において、小中学生に教育の一環として学習させる場合は、本当に要点をやさしく分かりやすく説明する必要がある。市民が何をすればよいのかを分かりやすく説明し、環境学習に反映させる必要がある。	本市が独自に取り組む「気候変動適応策に関する理解の向上」は、適応策の推進には重要な取組と考えておりますことから、分かりやすい資料の作成等に努めてまいります。	D
20	方針の25ページ、「カ気候変動適応策に関する理解の向上」にある、「市民、事業者、行政が協働・連携して、環境教育・学習に地域全体で取り組む」に賛同する。	「適応策」の推進にあたっては、市民・事業者・行政の各主体が、気候変動及びその影響についてより正確に理解することが重要となることから、必要な情報を発信するとともに、適応策に関する学習機会の確保を図ってまいります。	B
21	3年前に比べれば、市民の中に地球温暖化という言葉が少しは浸透したかに見えるが、実際にはどのような現象が起きているのか、自分達がどのような行動や対策をとればよいのかまでは浸透していないのが現状。その中で、緩和策・適応策といってもなかなか理解できるものではない。温暖化防止の活動をしている者にとっても、説明のしづらいものである。ぜひ、全国的先駆けとして、川崎市独自の、子どもでも分かりやすいフレームを一般募集するなり、キャラクターを募集するなりして、一般市民にも分かりやすい言葉で政策提示していただければと思う。 緩和策→気候変動の現在の状況、このままの状態だと将来どうなる、将来悲劇的な	地球温暖化の現状や対策等については、パンフレットや環境イベント等を通じ、市民・事業者等に対し広報・周知に取り組んでいます。 また、本市の地球温暖化対策の推進にあたっては、環境と経済の調和と好循環による取組を目指しており、それを市民に分かりやすく発信するため「エコちゃんず」というキャラクターを活用した広報も行っています。 引き続き、地球温暖化の現状や取組等について、市民や事業者等の皆様に分かりやすい広報や普及啓発に取り組んでまいります。	B

	<p>ことにならないために現在何をしなければいけないか！</p> <p>適応策→上記緩和策プラス熱暑や災害に対してどう備えなければいけないか、暮らし方や対策をどう構えなければいけないか！を、市民や事業者（特に中小事業者やコンビニ・スーパー・小売店等の事業者にも）に広く分かりやすく広報、啓蒙する手法を考える。</p>		
22	<p>「緩和策」と「適応策」は車の両輪として、私たちの身近な日常生活にも取り入れ、世界全体で協力・努力していくことは、地球の未来にとり重要な事、それには地球温暖化ではなく気候変動の言葉でないと繋がらないと思う。しかし、「地球温暖化」も「気候変動」も、市民にとって身近な言葉ではなく、馴染みが薄く関心もいまひとつが現状。そこで大事なことは、まず耳慣れること、目にすること。昨年末には、パリで開かれた COP21 についてテレビ報道も多くあり、気候変動についてのニュースも目にすることが多かった。これを継続は力なりで大々的ではなくとも報道したり、市政だより、タウンニュース等でも、例えば「まめ知識：気候変動」等のコラムの掲載で、市民が身近に繋がっていることを自然に知る事が出来る機会を増やしていくことも、一つの方法かなと思う。並行して地球温暖化防止活動推進員も様々な切り口から話をしていければと思う。</p>	<p>「適応策」の推進にあたっては、市民・事業者・行政の各主体が、気候変動及びその影響についてより正確に理解することが重要となることから、必要な情報を発信するとともに、適応策に関する学習機会の確保を図ってまいります。</p>	B